

政策体系	政策No.	2	政策名	自然にやさしいまちづくり			施策主管課	市民活動推進課	
	施策No.	3	施策名	循環型社会の形成	重点施策		施策主管課長名	中馬 吉和	
施策関係課名	環境衛生課・農林水産政策課・農政畜産課・下水道課								
1 基本計画期間(平成25年度～平成29年度)における施策の方針									
市民、事業者と行政が協働し役割を分担しながら、廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済製品等の原材料としての再利用(リサイクル)の3R(スリーアール)の推進及び不法投棄の防止など環境への負荷軽減に取り組み、循環型社会の形成を図る。 また、一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図るとともに、ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設を含めた施設の適正な管理運営に努める。									
2 施策の目的と成果把握									
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)			市民						
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	人口	人	見込み値	129,098	128,362	128,861	129,360	129,679	130,000
			実績値	127,475	127,283	126,773	126,962	125,447	
B			見込み値						
			実績値						
C			見込み値						
			実績値						
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)			循環型社会の形成を推進する ※環境に対する意図は循環型社会の形成＝環境負荷が少なく持続的発展が可能となる「3R」①ごみは出さない②出したごみはできるだけ利用する③どうしても利用できないごみはきちんと処分する						
◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)									
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		単位	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	市民一人当りのごみの排出量	g/人日	成り行き値	950.0	940.0	940.0	940.0	940.0	940.0
			目標値	900.0	932.0	924.0	916.0	908.0	900.0
			実績値	937.0	962.0	951.0	967.0	927.0	
			達成率	96%	97%	97%	94%	98%	
			結果	○	○	○	△	○	
B	リサイクル率	%	成り行き値	20.8	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3
			目標値	25.0	16.7	17.8	18.9	20.0	21.0
			実績値	15.5	15.4	17.0	18.2	17.1	
			達成率	62%	92%	96%	96%	86%	
			結果	△	△	○	○	△	
C	リデュースに取り組んでいる市民の割合	%	成り行き値		60.8	60.8	60.8	60.8	60.8
			目標値		64.0	68.0	72.0	76.0	80.0
			実績値	63.4	68.5	66.9	62.9	66.5	
			達成率	#DIV/0!	107%	98%	87%	88%	
			結果	#DIV/0!	◎	○	△	△	
D	リユースに取り組んでいる市民の割合	%	成り行き値		69	68.7	69	69	69
			目標値		71.0	75.0	79.0	82.0	85.0
			実績値	70.7	71.6	73.6	71.1	68.5	
			達成率	#DIV/0!	101%	98%	90%	84%	
			結果	#DIV/0!	○	○	△	△	
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				⑥ 平成29年度の目標値設定の考え方					
A 市民一人当りのごみの排出量 ※市又は市が処分委託するごみの処理施設に搬入されたごみの量から算出(環境省実施の廃棄物処理事業実態調査)。可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計を人口及び年間日数で除して算出 B リサイクルされたごみの量 ※資源化量を可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみの合計で除して算出(環境省実施の廃棄物処理事業実態調査) C リデュースに取り組んでいる市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 D リユースに取り組んでいる市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査				A 「市民一人当たりのごみの排出量」については、前期基本計画の目標値900g/人日を達成することが難しい状況にある。平成23年度は新燃岳噴火の影響で観光客数が落ち込んだこともありごみの排出量が減少したが、それを除くと近年では約940g/人日で推移している。今後、生ごみの水切りを徹底することなどにより、前期基本計画と同じ900g/人日を目標値とする。					
				B 「リサイクル率」については、平成22年度は16.2%であり、県内の平均17.3%を下回っている状況にあることから、県の平成27年度の目標値である21.0%を目標値とする。					
				C 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると60.8%となっている。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が19.2%となっていることから、3Rの普及促進を図ることにより、この割合を改善することを目指し、80%を目標値とする。					
				D 「リユースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると68.7%となっている。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が17.3%となっていることから、3Rの普及促進を図ることにより、この割合を改善することを目指し、85%を目標値とする。					
				E					
				F					

**3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)**

■廃棄物の発生抑制、資源の再利用(リターナブルびんの活用等)及びリサイクル(生ごみ、し尿汚泥、下水道汚泥の堆肥化等)を推進することにより、廃棄物の減量化を進め、廃棄物処理に係る経費削減と処理施設への負荷軽減を図る必要がある。  
 ■マイホームやアパート・マンションの新築に伴うごみステーションの設置については、既設のごみステーションの利用を促進することにより、ごみ収集運搬業務の経費削減や効率化を図る必要がある。  
 ■不法投棄を防止するため、関係機関・団体等と連携し、啓発・指導を強化していく必要がある。  
 ■一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図り、飛灰固化物の適正かつ安定的な処理体制を構築する必要がある。  
 ■ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設及び一般廃棄物管理型最終処分場については、周辺地域の環境保全に影響を及ぼすことがないよう関係法令に定める環境基準を遵守しながら適正管理に努めるとともに、これらの施設の処理能力を安定的に確保していく必要がある。

**4 施策の特性・状況変化・住民意見等**

**① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)**

ア)行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)	イ)市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割
■廃棄物の収集及び効率的な処理体制の確立。 ■廃棄物の抑制とリサイクルの推進。 ■ごみ分別・排出ルール・資源ごみリサイクルの住民への周知・徹底。(転入者、新設アパート・マンション等入居者、自治会未加入者に対するごみの適正処理の徹底。) ■ポイ捨てや不法投棄防止に対する住民へ意識高揚や啓発活動の推進。 ■ごみ処理施設から排出される飛灰固化物については、霧島市一般廃棄物管理型処分場で適正で安定的な処理を行う。	■廃棄物の発生を回避する。(買い物の際にはマイバックを持参し、必要以上にレジ袋をもらわない。商品を購入する際には過剰包装や不要な包装は断る。必要なものを必要な量だけ買う。) ■廃棄物の発生抑制に努める。(使い捨てではなく、詰め替え品の購入、計画的な買い方で賞味期限切れをなくす。生ごみの水切りの徹底。) ■再使用に努める。(不用品についてはリサイクルショップ等を活用する。壊れても修理して使う。使わなくなったら、必要としている人に譲る。) ■再生利用に努める。(正しく分別して、資源としてリサイクルする。再生品を使った環境にやさしい製品を選ぶ。) ■ごみの分け方・出し方を守り、ごみの適正排出に努める。

**② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?**

■容器包装リサイクル法が次のような基本的方向に沿って改正され、平成19年度から施行されている。  
 ・3R推進の基本原則に基き、排出抑制と再使用を更に推進する循環型社会構築の推進。  
 ・容器包装のリサイクルに要する社会全体のコストの効率化。  
 ・容器包装廃棄物の3Rの推進に係る国・自治体・事業者・国民・NPO等のすべての関係者の積極的な協働。  
 これに伴い、容器包装廃棄物の排出抑制の促進、容器包装を中心とする資源ごみの分別排出・分別収集・リサイクルの一層の徹底が求められる。  
 ■平成25年4月から小型家電リサイクル法が施行されたことに伴い、平成26年10月から携帯電話やデジタルカメラなど13品目を対象とした小型家電の回収事業を開始した。  
 ■平成29年4月から、更なるリサイクルの推進を行うため、資源ごみとして古布のごみ収集所での回収を開始した。

**③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?**

■国分・隼人地区の住民や自治会役員からアパート・マンション等入居者や自治会未加入者の一部住民のごみ出しマナーが悪いので、ごみ出しルールの周知、適正処理の徹底並びに自治会加入促進の要望があった。  
 ■自治会の管理するごみ収集所を自治会未加入者でも使用できるようにしてほしい旨、自治会未加入者より要望があった。  
 ■外部からのごみ収集所への投げ込みが見られるので、何か対策はないか。  
 ■民間業者が空き地にリサイクルボックスを置いてリサイクル事業を行っている。このような業者の実態の把握もするべきである。  
 ■資源ごみの収集回数を増やしてほしいとの声がある。

**5 施策の現状**

① 平成28年度施策の取組方針	② 平成28年度施策の取組方針の達成状況
■平成27年度に実施予定のごみ質の詳細な分析結果を基に、3Rの推進に向けた効果的な取組を検討する。また、小型家電の回収事業については、より一層の周知に努めリサイクル率の向上を図る。 ■本市の廃棄物処理の現状やごみ質の詳細な分析結果を広報誌等で特集するほか、出前講座等を活用してごみ分別辞典の周知に努め、廃棄物の適正処理に関する市民の意識啓発に取り組む。また、収集運搬コストの抑制を図るため、既存のごみステーションの利用を促進する。  ■不法投棄を未然に防止するため、環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行う。また、発見した不法投棄については適正に処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。  ■廃棄物処理施設を適切に管理運営するため、敷根清掃センターにおいては、定期的に大気や水質の測定を実施するほか、設備の改良等に取り組み、安定的な処理能力の確保を図る。また、指定管理者制度を導入しているし尿処理施設においても、管理業者と連携を取りながら、定期的に大気や水質の測定を行うなど、適正な管理運営に取り組む。 ■ごみ分別辞典の冊子を作成し全戸配布する。このことで多くの市民のごみ分別への理解及び協力が進み、廃棄物の適正処理及びリサイクル率の向上が促進される。	■ごみ質の詳細な分析結果から、さらなるごみ減量化、資源化の可能性が明らかとなった。このため、市民の意見を幅広く取り入れるために、霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会を設置し、「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」の策定に取り掛かった。 ■本市の一人1日当りのごみの排出量や、ごみ質の詳細な分析結果を、市報にて4ページに渡り特集を組んだ。さらに、市民がよりごみの分別に取り組んでいただけるよう、スマートフォン用のごみ分別促進アプリ「さんあーる」を導入し、市民へごみに対する意識啓発を行った。また、ごみ収集所の新設については、一般廃棄物処理計画の設置基準を適正に運用し、可能な限り既存のごみ収集所の利用の促進することで、収集運搬コストの抑制が図られた。  ■不法投棄については、市民、環境美化推進員、環境保全協会等からの連絡により、現地確認を行い、投棄物より投棄者が判明できたものについては、指導を実施した。また、不法投棄の多い箇所については、監視カメラや防止看板の設置を行った。  ■各一般廃棄物処理施設においては、大気水質等の検査において環境基準を超過した項目はなく、適正な管理運営が図られた。設備改良においては、施設規模の見直し検討を行っているが、設備改良の実施までには至らなかった。  ■ごみ分別辞典はホームページのみでの公開で周知が図られていないため、市民全体への周知を図るため、「霧島市ごみガイドブック」の作成を行った。

③ 平成28年度施策の目標値と実績値の比較		④ 平成28年度施策の成果指標の達成状況及び要因																																										
目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%～105%未満 目標を未達成 △ 95%未満		A 「市民一人あたりのごみ排出量」は、概ね目標を達成した。市民のごみ減量化に対する意識が高くなってきていることも要因の一つであると考えているが、一方でごみ量の把握が困難な民間によるリサイクルごみの収集量が増加してきていることも要因の一つではないかと推察される。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">平成28年度成果指標</th> <th rowspan="2">結果</th> </tr> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>908.0</td> <td>927.0</td> <td>98%</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>20.0</td> <td>17.1</td> <td>86%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>76.0</td> <td>66.5</td> <td>88%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>82.0</td> <td>68.5</td> <td>84%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成28年度成果指標				結果		目標値	実績値	達成率	A	908.0	927.0	98%	○	B	20.0	17.1	86%	△	C	76.0	66.5	88%	△	D	82.0	68.5	84%	△	E					F					B 「リサイクル率」については、対前年度1.1ポイント減少し、目標未達成であった。その要因としては、排出ごみの全体量が減少したことによる、ごみ処理施設から資源化されるスラグや粗大ごみ金属の減、また市民のリサイクルの面からは、民間事業者による収集が増えたことにより、市が収集する紙類が大きく減少したことが原因であると考えている。			
平成28年度成果指標				結果																																								
	目標値	実績値	達成率																																									
A	908.0	927.0	98%	○																																								
B	20.0	17.1	86%	△																																								
C	76.0	66.5	88%	△																																								
D	82.0	68.5	84%	△																																								
E																																												
F																																												
		C 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」及びD 「リユースに取り組んでいる市民の割合」については、両項目とも目標未達成となった。市民への啓発が不十分で意識向上につながらなかったことが要因であると考えている。																																										
⑤ 基本事業の 目標達成度 (平成28年度目標と 実績との比較)		① リサイクル等の推進	△	⑤																																								
		② 廃棄物の適正処理の推進	△	⑥																																								
		③ 不法投棄の防止	○	⑦																																								
		④ 廃棄物処理施設の整備・管理		⑧																																								

6 平成29年度の施策の取組方針 (昨年度マネジメントシートより)		7 平成30年度に向けた施策の課題・方向性	
<p>■「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」を市民に公表し、ごみの減量化や資源化についての意識啓発を行い、さらに、ごみ減量化や資源化に向けた具体的な取組について、霧島市ごみ減量化・資源化問題検討委員会で協議を行う。</p> <p>■ごみ質の分析結果による啓発やごみ分別辞典の冊子の活用を促し、市民や事業者の意思向上に努め更なるリサイクル率の向上を図る。また、古布や剪定枝等のゴミステーション回収へ実施への検討、生ごみ等のリサイクルの推進、小型家電の回収の効率化を行い、より一層のリサイクル率の向上を図る。</p> <p>■本市の廃棄物処理の現状やごみ質の詳細な分析結果を周知することで市民の廃棄物の排出に関する意識啓発の向上に努め、ごみ減量化を図る。また、ごみ収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のゴミステーションの利用を促進する。</p> <p>■災害時のごみ処理については、災害の規模に応じた廃棄物の仮置場の候補地の検討、迅速な収集運搬方法の研究など、災害発生に備える。</p> <p>■不法投棄を未然に防止するため、広報誌等で不法投棄防止を呼びかけ、また環境美化推進員や環境保全協会と協力して環境パトロールを行い、発見した不法投棄については適正に処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。</p> <p>■各一般廃棄物処理施設については、適切な維持管理を行い環境基準を遵守するとともに、安定的な処理能力の確保に努め、ごみ処理施設においても、安定的な処理能力の確保を図るため設備の改良等に取り組む。また、長期的な施設の維持管理に向けて、その方策を引き続き検討する。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者との連携を密にし、適切な運営を行う。</p>		<p>■霧島市ごみ減量化・資源化基本方針に基づく具体的な取組について、一般廃棄物処理計画の実施計画へ反映させ取組強化を図る。</p> <p>■ごみ分別促進アプリ「さんあーる」の更なる周知を行い、利用者数の増加を図る。</p> <p>■出前講座等を利用しごみの分別や正しい出し方等を周知し、廃棄物の適正処理に努める。また、ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規ごみ収集所の設置については、できるだけ既存のごみ収集所の利用を促す。</p> <p>■災害時のごみ処理については、廃棄物の仮置場の現状把握、迅速な収集運搬方法の研究など、災害発生に備える。</p> <p>■環境美化推進員や環境保全協会と協力して不法投棄の未然防止や早期発見のための環境パトロールを行い、発見した不法投棄については適正処理するとともに、投棄者が判明した場合には関係機関と連携し適切な指導を行う。また、広報誌等で不法投棄防止を周知する。</p> <p>■各一般廃棄物処理施設については、安定的な処理能力の確保に努め、適切な維持管理を行い環境基準を遵守する。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者との連携を密にし、適切な管理運営を行う。ごみ処理施設においては、安定的な処理能力の確保を図るため、施設、設備の適切な維持修繕等に取り組み、老朽化した施設を更新・改良し、施設の長寿命化を図る方策を引き続き検討する。</p>	

基本事業No.	2-3-1	基本事業名	リサイクル等の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	-----------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 衛生自治団体、地区自治公民館等と協力・連携して3R(廃棄物の発生抑制、資源の再使用及びリサイクル)を推進するため、分別収集活動の支援と市民への普及啓発に努める。
- 一般家庭や事業所から出る生ごみや、尿処理施設・下水道処理施設から生じるし尿汚泥・下水道汚泥の堆肥化を推進する。
- 事業者等に対して廃棄物の削減に資する物の製造、販売等を促すなど、3Rの推進に関する啓発に努める。

②対象	・家庭から出るごみ ・事業所から出るごみ	③意図	・適切に分別される ・リサイクルされる
-----	-------------------------	-----	------------------------

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
					成り行き値	目標値	実績値	達成率	結果	
A	リサイクル率	%	市の集計	成り行き値	20.8	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3
				目標値	25.0	16.7	17.8	18.9	20.0	21.0
				実績値	15.5	15.3	17.0	18.2	17.1	
				達成率	62%	92%	96%	96%	86%	
				結果	△	△	○	○	△	
B	リデュースの取り組んでいる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値		60.8	60.8	60.8	60.8	60.8
				目標値		64.0	68.0	72.0	76.0	80.0
				実績値	63.4	68.5	66.9	62.9	66.5	
				達成率	#DIV/0!	107%	98%	87%	88%	
				結果	#DIV/0!	◎	○	△	△	
C	リユースに取り組んでいる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値		68.7	68.7	68.7	68.7	68.7
				目標値		71.0	75.0	79.0	82.0	85.0
				実績値	70.7	71.6	73.6	71.1	68.5	
				達成率	#DIV/0!	101%	98%	90%	84%	
				結果	#DIV/0!	○	○	△	△	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 「リサイクル率」については、平成22年度は16.2%であり、県内平均17.3%を下回っている状況であるため、平成27年度の県の目標値である21.0%を目指す。

B 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると60.8%となっている。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が19.2%となっていることから、今後、3Rの普及促進により80%を目指す。

C 「リユースに取り組んでいる市民の割合」については、市民意識調査(平成23年度)によると68.7%となっている。一方、「どちらかといえば取り組んでいない市民の割合」が17.3%となっていることから、今後、3Rの普及促進により85%を目指す。

**4 平成28年度基本事業の取組方針** **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

- 平成27年度に実施予定のごみ質の詳細な分析結果を基に、3Rの推進に向けた効果的な取組を検討する。
- 電気式生ごみ処理機の購入経費の一部を補助する家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業の周知に努め、生ごみのリサイクルを推進する。
- 小型家電の回収事業については、より一層の周知に努めリサイクル率の向上を図る。
- ごみ分別辞典の冊子を全戸配布することで、適切な分別が行われ、リサイクル率の向上が図られる。

- ごみ質の詳細な分析結果から、さらなるごみ減量化、資源化の可能性があることが明らかとなったため、「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」の策定に取り掛かった。
- 電気式生ごみ処理機購入補助金申請者が平成27年度の14件に対し平成28年度は36件と2倍以上の実績となり、生ごみのリサイクルの推進が図られた。
- 小型家電の回収事業については、年々回収量が増えてきていることから、リサイクル率の向上につながった。
- ホームページで公開しているごみ分別辞典については、インターネット環境の整った特定の市民しか閲覧できなかったが、平成28年10月からごみ分別アプリを開始したことにより、スマートフォンでの閲覧も可能となり複数のコンテンツから情報を得ることが可能となった。また、より一層のリサイクルを推進するためにごみ分別辞典の冊子版である「霧島市ごみガイドブック」の作成を行い来年度早々に全戸配布する予定としている。

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 「リサイクル率」については、対前年度1.1ポイント減少し、目標未達成であった。その要因としては、排出ごみの全体量が減少したことによる、ごみ処理施設から資源化されるスラグや粗大ごみ金属の減、また、市民のリサイクルの面からは、民間事業者による収集が増えたことにより、市が収集する紙類が大きく減少したことが原因であると考えられる。

B 「リデュースに取り組んでいる市民の割合」及びC 「リユースに取り組んでいる市民の割合」については、両項目とも目標未達成となった。市民への啓発が不十分で意識向上につながらなかったことが要因であると考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針** **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

- ごみ減量化・資源化基本方針の取組により、リサイクル等の意識向上に努めるとともに、より具体的な取組の実施へ向け、ごみ減量化・資源化問題検討委員会で協議を行い3Rの推進を図る。
- 生ごみによるごみ処理施設の負担軽減及び経費節減を図るため、電気式生ごみ処理機の購入経費の一部を補助する「家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業」の周知に努め、生ごみのリサイクル及び減量化を推進する。
- 使用済み電子機器等(小型家電)リサイクルの周知に努め、回収量の増加が見込める施設等への移設の検討を行いリサイクル率の向上を図る。
- 昨年度配布したごみ分別辞典の活用を促し、適正分別及びリサイクル率の向上を図る。

- 使用済み電子機器等(小型家電)の回収事業の周知に努め、社会の中に既にストックとして蓄積されている希少資源(レアメタル等)をリサイクルして再生する、都市鉱山資源の有効活用を推進する。
- 家庭ごみ減量化対策機器等購入補助事業の周知に努め、電気式生ごみ処理機の購入経費の一部補助を行い、生ごみのリサイクルを推進する。
- ごみ分別辞典の活用及びホームページやごみ分別アプリの活用を促し、より一層のリサイクルの向上を図る。
- 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針を公表し、市民や事業者の意識向上に努めるとともに、本基本方針による取組の実施へ向け、これまでの3Rに加え、「リフューズ:ごみの発生回避」を加えた4Rの推進を図る。

基本事業No.	2-3-2	基本事業名	廃棄物の適正処理の推進	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	-------------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）

- 分かりやすいごみ出しカレンダーの作成・配布等により、一般家庭におけるごみの分け方・出し方を周知徹底する。
- ごみステーションの設置基準を適正に運用し、家庭系ゴミの収集運搬コストの削減に努める。
- 事業者等に対し、事業系ごみの分別排出の促進に関する啓発を行い、廃棄物の発生抑制や適正なごみの収集運搬に努める。
- 災害時のごみ処理については、「霧島市地域防災計画」に基づき迅速かつ適正に行う。

②対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭から出るごみ</li> <li>・事業所から出るごみ</li> </ul>	③意図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの減量化と適正排出される</li> <li>・適正に収集、運搬、処理される</li> </ul>
-----	---	-----	--

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)	
				成り行き値	目標値	実績値	達成率	結果	成り行き値	目標値	実績値	達成率
A	ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値		70.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0	79.0
				目標値		80.0	81.0	82.0	83.0	84.0	85.0	
				実績値		82.6	79.1	78.5	81.2	79.1		
				達成率		103%	98%	96%	98%	94%		
				結果		○	○	○	○	△		
B	家庭系ごみの排出量/人日	g/人日	市の集計	成り行き値			630.0	630.0	630.0	630.0	630.0	630.0
				目標値			624.0	619.0	614.0	607.0	600.0	
				実績値		644.0	645.0	638.0	655.0	633.0		
				達成率		#DIV/0!	97%	97%	93%	96%		
				結果		#DIV/0!	○	○	△	○		
C	事業系ごみの排出量/人日	g/人日	市の集計	成り行き値			310.0	310.0	310.0	310.0	310.0	
				目標値			308.0	305.0	302.0	301.0	300.0	
				実績値		293.0	317.0	313.0	312.0	294.0		
				達成率		#DIV/0!	97%	97%	97%	102%		
				結果		#DIV/0!	○	○	○	○		

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A ごみの排出抑制について広く啓発することにより市民意識の向上を図り、年1%の成果向上を目指し、目標値を85%とする。  
 B 市民に対して3R(廃棄物の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)及びリサイクル)の取組を推進し、現状より約5%削減の600g/人日を目標とする。  
 C 事業者に対してごみの適正な分別排出の促進に関する啓発を行い、300g/人日を目標とする。

**4 平成28年度基本事業の取組方針** **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

<p>■本市の廃棄物処理の現状やごみ質の詳細な分析結果を広報誌等で特集するほか、適正排出を推進するため、ごみ分別辞典の冊子を作成し、全戸配布することで、市民の廃棄物の排出に関する意識啓発の向上に努める。</p> <p>■ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、既存のごみステーションの利用を促進する。</p> <p>■災害時のごみ処理については、廃棄物の仮置場の現状把握、迅速な収集運搬方法の研究など、災害発生に備える。</p>	<p>■市民の廃棄物の排出に関する意識啓発の向上を図るため、広報誌に特集記事を掲載し、さらに冊子版のごみ分別辞典である「霧島市ごみガイドブック」を作成した。配布については28年度中での全戸配布はできなかった。また、スマートフォン向けごみ分別アプリを新たに導入し、市民が手軽にごみの情報を入手できるようになり、廃棄物の排出に関する意識向上が図られた。</p> <p>■ごみ収集所の新設については、一般廃棄物処理計画の設置基準を適正に運用し、可能な限り既存のごみ収集所の利用の促進することで、収集運搬コストの抑制が図られた。</p> <p>■災害廃棄物の仮置場については、各地区の不燃物処分場を中心に検討し、災害発生に備えた。</p>
---	---

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 「ごみの減量化等に取り組んでいる市民の割合」は、昨年度と比較し2.1ポイント減少し目標は達成できなかったが、ここ数年80%前後と、市民の意識は引き続き高い水準を保っている。  
 B 「家庭系ごみの排出量」及びC 「事業系ごみの排出量」の実績値は、対前年度と比較して減少しており、ともに概ね目標を達成した。その要因として市民意識調査によるごみ減量化に取り組んでいる市民の割合は高い水準を維持しており、実際の取組に結び付いてきたためと考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針** **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<p>■ごみ分別辞典の冊子(ごみガイドブック)を全戸配布し、有効活用することでごみの排出等に関し、市民への意識啓発を図る。</p> <p>■ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみステーションの利用を促進する。</p> <p>■事業系ごみについては、実態把握に努めるとともに、許可業者及び事業者へごみの排出抑制や適正処理を促す。</p> <p>■災害時のごみ処理については、災害の規模に応じた廃棄物の仮置場の候補地の検討、迅速な収集運搬方法の研究など、災害発生に備える。</p>	<p>■ごみの減量化や資源化に関する更なる具体的な施策を推進していくため、市民の協力が得られるようにより分かりやすい周知に努める。</p> <p>■ごみの収集運搬コストの抑制を図るため、新規集合住宅についても既存のごみ収集所の利用を促進する。また、既存のごみ収集所についても、適正な配置であるかの検証を行う。</p> <p>■事業系ごみについては、実態把握に努めるとともに許可業者及び事業者へごみの排出抑制や適正処理を促す。</p> <p>■災害時のごみ処理については、災害の規模に応じた廃棄物の仮置場の候補地の検討、迅速な収集運搬方法の研究など、災害発生に備える。</p>
--	---

基本事業No.	2-3-3	基本事業名	不法投棄の防止	基本事業 主担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	---------	--------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■不法投棄を未然に防止するため、市民や事業者に対する道義高揚・マナーアップなどの啓発活動等を行う。</li> <li>■不法投棄が多発する場所に不法投棄防止のための看板を設置する。</li> <li>■環境美化推進員等と協力・連携しながら環境パトロールを行い、不法投棄の未然防止及び不法投棄の発見・適正処理に努めるとともに、違反者に対する指導を強化する。</li> </ul>	
<b>②対象</b>	市民
<b>③意図</b>	不法投棄をしない

**2 基本事業の指標等の推移** ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	苦情および不法投棄等の件数	件	苦情処理簿	成り行き値	170.0	155.0	155.0	155.0	155.0	155.0
				目標値	120.0	150.0	140.0	130.0	120.0	110.0
				実績値	101.0	101.0	124.0	93.0	78.0	
				達成率	116%	133%	111%	128%	135%	
				結果	◎	◎	◎	◎	◎	

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 不法投棄の防止を呼びかける看板の設置、市民や事業者に対する道義高揚・マナーアップ等の啓発活動、環境パトロールの強化などにより、不法投棄の未然防止及び早期発見に努め、過去一番実績の良かった平成22年度並みの110件を目標とする。

**4 平成28年度基本事業の取組方針** **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

<ul style="list-style-type: none"> <li>■11月の不法投棄防止月間に合わせて、広報誌で不法投棄の防止を呼び掛けるほか、本庁舎や各総合支所に不法投棄に関する懸垂幕を設置し、市民や事業者のマナー向上を図る。</li> <li>■特に不法投棄の多い場所への看板や監視カメラの増設を検討し、不法投棄の未然防止に努める。</li> <li>■環境美化推進員や環境保全協会と共に不法投棄の未然防止や早期発見のための環境パトロールを行う。また、不法投棄を発見した場合には関係機関と連携を取るとともに、投棄者へ適切な指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■不法投棄防止のため、広報誌等で周知啓発を行い市民や事業所のマナー向上が図られた。</li> <li>■不法投棄多発箇所には、不法投棄禁止及び監視カメラの設置を行い、不法投棄の未然防止が図られた。</li> <li>■環境美化推進員や環境保全協会と共に不法投棄の未然防止や発見のために環境パトロールを行った。また、投棄者が判明した時には適切な指導を行うことで、不法投棄の削減が図られた。</li> </ul>
--	---

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

「苦情および不法投棄等の件数」については、目標値及び前年度の実績値と比較し減少しており成果を得ることができた。環境美化推進員等の環境パトロールや不法投棄の多発地域への看板の設置などの未然防止の取り組みが、市民の意識啓発や不法投棄防止の環境創出に結びついていると考えられる。

**7 平成29年度基本事業の取組方針** **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<ul style="list-style-type: none"> <li>■不法投棄の防止については、不法投棄がモラルの問題でなく明らかな法律違反であることを広報誌で周知し、市民や事業者のマナー向上を図る。</li> <li>■不法投棄の多発する場所に看板の設置を検討し、不法投棄の撲滅に努める。</li> <li>■環境美化推進員や環境保全協会と共に不法投棄の未然防止や早期発見のための環境パトロールを実施し、不法投棄を発見した場合には関係機関と連携を取り投棄者へ適切な指導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■不法投棄防止については、広報誌等で不法投棄がモラルの問題でなく明らかな法律違反であることを周知し、市民や事業者のマナーの向上を図る。</li> <li>■不法投棄の多発箇所へは監視カメラ及び看板の設置を行い、不法投棄防止に努める。</li> <li>■不法投棄の実績値も年々減ってきているが、今後も環境美化推進員や環境保全協会と共に不法投棄の未然防止や早期発見の為に環境パトロールを実施していく。</li> </ul>
---	---

基本事業No.	2-3-4	基本事業名	廃棄物処理施設の整備・管理	基本事業 担当課	環境衛生課
---------	-------	-------	---------------	-------------	-------

**1 基本事業の目的、取組み方針**

<b>①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般廃棄物管理型最終処分場の早期完成を図り、飛灰固化物の適正かつ安定的な処理体制を構築する。</li> <li>■ごみ処理施設、し尿処理施設、下水道処理施設の適正な維持管理と安定的な処理能力の確保に努める。</li> <li>■ごみ処理施設の設備等の改良による長寿命化と低コスト化に取り組み、処理コストの削減に努める。</li> </ul>	
<b>②対象</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物</li> <li>・一般廃棄物処理施設</li> </ul>
<b>③意図</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市域内で処理できる体制が整う</li> <li>・適正に維持・管理される</li> <li>※安いコストで基準を遵守しながら処理能力を安定的に確保すること</li> </ul>

**2 基本事業の指標等の推移**      ◎目標達成(105%以上)      ○目標をほぼ達成(95%~105%未満)      △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (目標年度)
A	一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率	%	施設の管理委託先の調査	成り行き値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
				目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
				実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
				達成率	100%	100%	100%	100%	100%	
				結果	○	○	○	○	○	
B	1t当たりの一般廃棄物処理コスト (建設改良費を除く)	千円/t	廃棄物処理事業実態調査 (環境省)	成り行き値	12.0	18.9	19.0	19.2	19.2	19.3
				目標値	11.0	18.6	18.6	18.4	18.2	18.0
				実績値	17.0	16.8	16.9	16.3	(11月頃把握)	
				達成率	45%	110%	109%	111%		
				結果	△	◎	◎	◎		

**3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠**

A 一般廃棄物処理施設の適正な維持管理に努め、今後も環境基準遵守率100%を目標とする。
B 長寿命化計画に基づく基幹改良により最新の省エネ機器や設備等を導入し、コスト削減を図り、目標値を18千円/tとする。

**4 平成28年度基本事業の取組方針**      **5 平成28年度基本事業の取組方針の達成状況**

<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷根最終処分場については適切な管理を行い、廃止に向けた手続きを継続する。</li> <li>■各一般廃棄物処理施設については、適切な維持管理を行い環境基準を遵守するとともに、安定的な処理能力の確保に努める。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者との連携を密にし、適切な運営を行う。</li> <li>■ごみ処理施設においては、安定的な処理能力の確保を図るため設備の改良等に取り組む。また、長期的な施設の維持管理に向けて、その方策を引き続き検討する。</li> <li>■ごみなどを中間処理(焼却)した際に生じる飛灰については、一般廃棄物管理型最終処分場で適切に管理するほか、一部については山元還元による資源の有効活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷根最終処分場の廃止に向けた地中内のガス及び温度の測定を定期的に行った。</li> <li>■各一般廃棄物処理施設については、指定管理者及び運転委託業者と常に緊密な連絡、協議等を行いながら適切な運転管理に努めた結果、事故もなく、また、大気・水質等の検査においても環境基準を超える項目はなかった。</li> <li>■ごみ処理施設においては、安定的な処理能力の確保を図るため、施設・設備の適切な点検及び修繕を行った。また、老朽化した施設を更新・改良し長寿命化を図る方策については、様々な課題等を検討しているため、その方針の決定には至らなかった。</li> <li>■ごみなどを中間処理した際に生じる飛灰については、一般廃棄物管理型最終処分場へ搬入し適切に管理を行ったほか、一部を資源の有効活用のため山元還元施設へ搬出し処理を行った。</li> </ul>
---	--

**6 平成28年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因**

A 「一般廃棄物処理施設の環境基準遵守率」は目標を達成することができた。その要因は、各一般廃棄物処理施設では周辺の生活環境や自然環境に影響を与えないように、指定管理者や運転委託業者と緊密な連絡、協議等を行い、適切な維持管理に努めているためと思われる。
B 平成29年11月頃に把握。

**7 平成29年度基本事業の取組方針**      **8 平成30年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷根最終処分場については適切な管理を行い、廃止に向けた手続きを継続する。</li> <li>■各一般廃棄物処理施設については、適切な維持管理を行い環境基準を遵守するとともに、安定的な処理能力の確保に努める。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者との連携を密にし、適切な管理運営を行う。</li> <li>■ごみ処理施設においては、安定的な処理能力の確保を図るため設備の改良等に取り組む。また、長期的な施設の維持管理に向けて、その方策を引き続き検討する。</li> <li>■ごみなどを中間処理(焼却)した際に生じる飛灰については、一般廃棄物管理型最終処分場で適切に管理するほか、一部については山元還元による資源の有効活用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■敷根最終処分場については適切な管理を行い、地中のガス、温度測定を定期的実施し、廃止に向けた手続きを継続する。</li> <li>■各一般廃棄物処理施設については、安定的な処理能力の確保に努め、適切な維持管理を行い環境基準を遵守する。また、指定管理者制度導入施設については、指定管理者との連携を密にし、適切な管理運営を行う。</li> <li>■ごみ処理施設においては、安定的な処理能力の確保を図るため、施設・設備の適切な維持修繕等に取り組む。また、老朽化した施設を更新・改良し、施設の長寿命化を図る方策を引き続き検討する。</li> <li>■ごみなどを中間処理(焼却)した際に生じる飛灰については、一般廃棄物管理型最終処分場へ搬入し適切に管理するほか、一部については山元還元施設へ搬出し、資源の有効活用を図る。</li> </ul>
---	---